

港湾法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、港湾の適切な管理を通じて国民の安全及び安心の確保を図るため、非常災害が発生した場合に国土交通大臣が広域的な緊急輸送等の災害応急対策の拠点となる港湾施設を管理することができることとするとともに、国土交通大臣が設置し、及び管理する電子情報処理組織により重要国際埠頭施設の制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理することができるようにするほか、港湾管理者による港湾管理の自主性の向上を図るため、入港料率の設定等について届出制を導入する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、入港料率の設定等に係る国土交通大臣への事前協議制度の見直し

政令で定める重要港湾の入港料の料率の設定又は変更に係る国土交通大臣への事前協議制を、料率の上限の設定又は変更を行う場合を除き、当該上限の範囲内での事前届出制へ緩和する。

二、重要国際埠頭施設の制限区域への出入りの確実かつ円滑な管理

国土交通大臣は、重要国際埠頭施設の制限区域に出入りする者の個人識別情報(写真その他の個人を識

別することができ、情報であつて国土交通省令で定めるものをいう。）を国土交通省令で定める方法で照合することにより当該制限区域への人の出入りを確實かつ円滑に管理するための電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

三、国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理等

国土交通大臣は、広域災害応急対策の実施のため必要があると認めるときは、直轄工事により整備した港湾施設のうち、国土交通省令で定める港湾広域防災施設について、期間を定めて、自ら管理することができる。

四、この法律は、公布の日から施行する。